

令和 3 年第 1 回市議会定例会に提出予定の条例案について

1 条例案の名称及び改正の概要

No.	条例案の名称（仮）	改正の概要
1	東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例	1. 第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の保険料率等を改定することに伴う条例改正を行うもの。 2. 居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定における給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第一号被保険者の合計所得金額の計算方法が変更される等、介護保険法施行令の一部改正に伴い条例改正を行うもの。
2	東久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。
3	東久留米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。
4	東久留米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。
5	東久留米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 施行日

施行日は上記 1～5 すべて、令和 3 年 4 月 1 日